

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
X線回折装置のICDDデータ更新等業務	R6.10.3	株式会社リガク大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14-8	3,614,050	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない			産業技術センター	
精密形状粗さ測定システム等の点検・校正業務	R6.10.15	アメテック株式会社テラーホブソン事業部 東京都港区芝大門1丁目1-30芝NBFタワー3F	1,270,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない			産業技術センター	
三次元座標測定機の保守点検・校正業務	R6.10.15	株式会社東京精密広島営業所 広島県広島市西区三滝町12-35ハイム三滝1F	1,624,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない			産業技術センター	
中小企業近代化資金特別会計システム更新及び運用・保守業務	R6.10.11	株式会社テクノプロジェクト 松江市学園南二丁目10番14号	34,543,520	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			中小企業課	長期継続契約5か年
令和6年度離職者等再就職訓練事業(PC&観光おもてなし科)	R6.10.31	株式会社 ARKカンパニー 松江市玉湯町大谷149	4,620,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単備契約
令和6年度離職者等再就職訓練事業(簿記パソコン科)	R6.10.31	学校法人 斐川コア学園 出雲市斐川町富村1000-8	4,620,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単備契約
令和6年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練事業(オフィスベシヤリスト科②)	R6.10.3	有限会社 くりっく 松江市上東川津町164	1,144,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単備契約
令和6年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練事業(じゅくり学ぶビジネス能力科)	R6.10.1	株式会社 島根人材育成 出雲市江田町290 GS会館2F	2,158,200	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単備契約
令和6年度島根県外国語観光サイト改修業務	R6.10.24	株式会社ベントスネット 島根県松江市北陵町43番地	3,778,940	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない			観光振興課	
令和6年度観光デジタルプロモーション・マーケティング業務	R6.10.17	株式会社 unerry 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー23階	9,900,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			観光振興課	
2024年度ベトナムITミッション派遣プロジェクト業務	R6.10.8	アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 東京都新宿区新宿1丁目34番11号	3,138,691	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない			しまねブランド推進課	
日御碕地区宿泊・観光施設等の需要喚起促進事業	R6.10.10	一般社団法人 出雲観光協会 島根県出雲市駅南町1丁目5番地	54,800,000	第167条の2第1項第2号	対象地区に対し、観光需要喚起事業運営のノウハウをもち、かつ関係者との連携を密にしながら短期間で円滑な事業実施できるのは当事業者のみである。			観光振興課	
令和6年度離職者等再就職訓練(パソコン・経理資格取得コース(益田))業務委託	R6.10.10	株式会社 タイビック 島根県益田市常盤町7番3号	4,620,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			西部高等技術校	単備契約
令和6年度障がい者委託訓練「総合実務科(後期)」業務委託	R6.10.22	社会福祉法人 希望の里福祉会 益田市高津三丁目23番1号	2,244,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			西部高等技術校	単備契約
令和6年度専門学校生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務(選摩高等学校)	R6.10.21	島根県出雲市今市町321-3 株式会社島根情報処理センター内 チーム出雲オープンビジネス協議会 会長 和田 正志	1,569,688	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	以下の理由からチーム出雲オープンビジネス協議会が唯一の実施先である。 今回の支援事業では、生徒が次のような力を習得することが期待される。 ・地域の課題をテーマに、顧客の考え・行動を深く捉え、課題を発見する力 ・ITを活用したソリューション(その導入を含む)を企画、提案できる力 ・課題とその解決による価値を伝える力(=説明力、言語化力) ・職種にとらわれないIT人材(デジタル人材)となれる力 同協議会に所属する企業は出雲商業高校でも同様の指導実績があり、今回期待する業務内容の遂行が可能である。また、過去に同校における本事業を受託していた大田市内の企業はすでに撤退しているため、選定にあたっては、大田市に住む生徒の就職先となり得る企業かつ、本事業の趣旨を理解し、学校や県と密に協議・検討しながら進めることのできる企業に委託することが条件となる。したがって、選摩高校が所在する大田市と隣接しているために同協議会に所属する企業は生徒の就職先として十分考えられること、前述のとおりすでに事業の実績があることから、同協議会に随意契約することとする。			産業振興課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課 (地方機関)の名称	備考
島根県アンテナショップ売上情報等収集分析システム構築業務	R6.10.7	松江市殿町191 一般財団法人 島根県物産協会 会長 鶴鶴順	10,039,150	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本システムの構築にあたっては、物産観光館・日比谷しまね館両施設の売上等の情報抽出が必要不可欠であり、両施設の情報量を比較すると物産観光館の情報量が圧倒的に多く、またシステム構築に必要な情報の抽出作業は両施設の運営事業者が行う必要があるが、当該作業を運営事業者以外の第三者に外注する場合、システム構築費用に加え当該作業費用が加わり合理的でないことから、物産観光館運営事業者である(一財)島根県物産協会に委託するもの。			しまねブランド推進課	
島根県広島事務所移転に係る内装施工工事	R6.10.11	広島県広島市中区袋町4-31 合入社エンジニアリング株式会社 代表取締役 福原 祥二	2,266,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同社は、本物件の造作工事並びに設備新設・増設・変更・撤去等の工事を行う施工会社として指定されている。また、定期建物賃貸借契約書第14条において、広島事務所内装工事におけるB工事は指定する業者(同社)に発注しなければならないと定められていることから、同社と契約を締結するほかない。			広島事務所	